

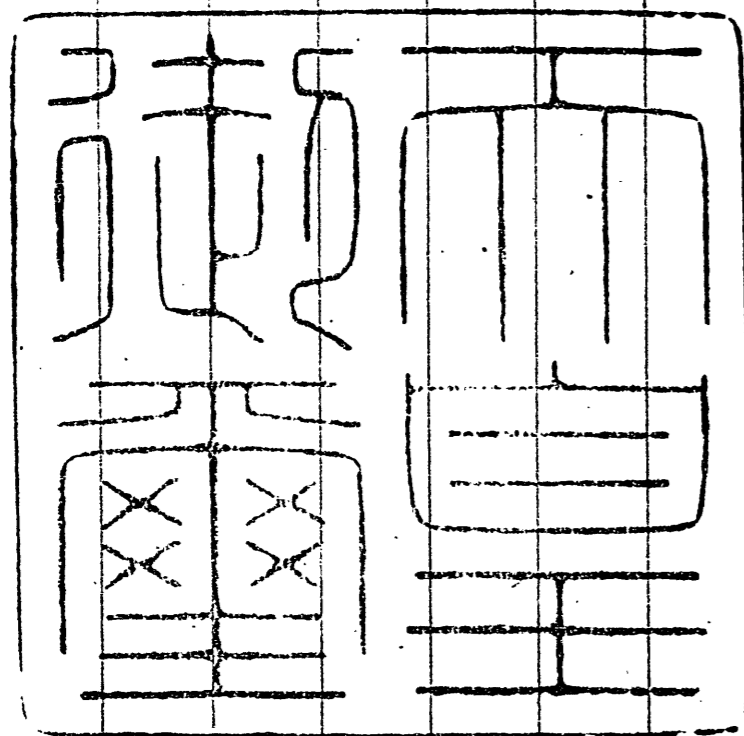
283

總外大司農商運

勅令第二百八十三號

朕は、昭和二十年勅令第五百五十三號ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令を裁可し、これにこれを公布せしむ。

裕仁



夕

月

總外太司農商運

昭和二十一年

内閣總理大臣兼外務大臣

吉田 茂

司法大臣

木村篤太郎

農林大臣

和 田 博 雄

商工大臣

星 島 二 郎

運輸大臣

平 塚 幸 次

大藏大臣

石 橋 湛 山

勅令第

第一條 軍需金融等特別措置法の一部を、次のやうに改正する。

題名を左のやうに改める。

銀行法等特例法

第一條乃至第十五條、第十九條、第二十二條及び第二十三條を削り、第十六條を第一條とし、以下第十八條まで順次十五條づつ繰上げ、第二十條を第四條とする。

第二十一條中「事業者」を「命令ヲ以テ定ムル事業ヲ營ム者」下に改め、同條を第五條とする。

第二十四條を第六條とする。

第二條 軍需金融等特別措置法施行令の一部を、次のやうに改正す

總外大司農商運

る。

題名を左のやうに改める。

銀行法等特例法施行令

第一條乃至第五條、第九條乃至第十二條、第十五條、第十六條及び第十八條を削る。

第六條中「軍需金融等特別措置法第十六條」を「銀行法等特例法第一條」に改め、同條を第一條とする。

第七條中「軍需金融等特別措置法第十七條」を「銀行法等特例法第二條」に改め、同條を第二條とする。

第八條中「軍需金融等特別措置法第十八條」を「銀行法等特例法第三條」に改め、同條を第三條とする。

第十三條中「爲シ又ハ擔當事業者ノ爲軍需金融等特別措置法第九條第一項ノ事務ヲ取扱フ」を「爲ス」に改め、同條を第四條とする。

第十四條を第五條とする。

第十七條中「第九條ニ於テ」を「同法第九條ニ於テ」に改め、同條を第六條とする。

第十九條中「商工組合中央金庫、國民更生金庫、都道府縣農業會及市町村農業會ニ付テハ大藏大臣及農商大臣」を「都道府縣農業會及市町村農業會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣、商工組合中央金庫及國民更生金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣」に、「大東亞大臣」を「外務大臣」に改め、同條を第七條とする。

第二十條中「軍需金融等特別措置法」を「銀行法等特例法」に、「第二十一條」を「第五條」に改め、「同法第十二條第一項及第四項ニ規定スル場合ヲ除クノ外」、第一項但書及び第三項を削り、同條を第八條とする。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、軍需金融等特別措置法施行令第二條の規定に關する部分は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。

この勅令の施行前の行爲に關する罰則の適用については従前の法律第八條及び第二十二條第二項の規定、従前の法律第十二條の規定による積立金については同條の規定及び従前の勅令第二條乃至第四

條の規定、従前の法律第十五條の規定による財團目錄に關する一括表示の效力については同條の規定及び従前の勅令第五條の規定は、それぞれこの勅令の施行後もなほその效力を有する。

従前の法律第二條及び第三條の規定は、前項の規定の適用について必要な範圍内において、この勅令の施行後もなほその效力を有する。